

証券コード 7691
2022年6月9日

株主各位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
C Channel株式会社
代表取締役社長 森川 亮

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2022年6月23日午後7時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日） 午後2時 |
| 2. 場 所 | 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
当社本店オフィス |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

※ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.cchan.tv/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により経済活動は抑制され、景気は依然として厳しい状況が続いております。

当社を取り巻く環境につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷および広告出稿減少の影響を受けましたが、他メディアよりも早い回復基調となっております。

このような経営環境のもと、当社はテレワーク体制を整え、感染リスクを回避し社員の安全を確保した上でWebツール等を利用し「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」、「海外事業」の2つの基幹事業の成長継続、各事業の収益構造の改善などに取り組みました。

当事業年度の売上高につきましては、1,269,423千円（前事業年度比1.8%減）、営業損失は239,912千円（前事業年度は営業損失531,706千円）、経常損失は231,574千円（前事業年度は経常損失616,291千円）、当期純損失787,110千円（前事業年度は当期純損失754,612千円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第7期 (2021年3月期) (前事業年度)		第8期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディア事業	1,125,129千円	87.0%	1,019,465千円	80.3%	△105,663千円	△9.4%
海外事業	167,727	13.0	249,958	19.7	82,231	49.0
合計	1,292,856	100.0	1,269,423	100.0	△23,432	△1.8

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2019年3月期)	第 6 期 (2020年3月期)	第 7 期 (2021年3月期)	第 8 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,831,158	1,348,302	1,292,856	1,269,423
経 常 損 失(千円)	△1,562,545	△1,287,434	△616,291	△239,912
当 期 純 損 失(千円)	△1,679,534	△1,684,734	△754,612	△787,110
1 株当たり当期純損失 (円)	△62.91	△61.12	△26.27	△27.40
総 資 産(千円)	3,131,748	3,028,052	2,605,400	1,748,149
純 資 産(千円)	2,789,096	2,724,361	2,028,198	1,236,839
1 株当たり純資産額 (円)	△237.60	94.85	68.58	41.16

(注) 1. 2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第5期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 マ キ シ ム	4,000千円	70.7%	アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開
PT CCHANNEL MEDIA I N D O N E S I A	23.5億ルピア	59.5	インドネシアにおける当社事業の展開
上海露倩網絡信息有限公司	830,000USドル	100.0	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開

(注) 1. C Channel (Thailand) Co., Ltd.は2021年8月に清算終了いたしました。
2. C Channel Taiwan Corporationは2021年11月に清算終了いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 知名度の向上

当社は、当社が運営する『C CHANNEL』『Lemon Square』『mamatas』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社では、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

② 海外事業展開

当社は第3期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第4期に中国に現地法人を立ち上げました。当社の成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

③ システムセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

④ 投稿審査体制の整備・強化

当社は、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

⑤ 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、各事業年度において営業損失、経常損失、当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

・基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

<メディア事業>

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しており、当連結会計年度の連結売上高に占める構成が17.9%となっております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、C Channelグループは、これまで得意としてきた動画メディア、SNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据

え、新たな時代におけるトッププラットフォームを目指しております。

< e コマース事業（連結子会社である株式会社マキシムの事業） >

e コマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りコスメECや新規ブランドともに堅調に成長しております。当社グループの連結売上高に占める構成が75.0%と当社グループの安定的な収益の基盤となっております。当社グループは人気インフルエンサーによる韓国ファッションのセレクトショップ『Isn't She?』において韓国の化粧品や美容器具にEC販売の拡大を進めてまいります。

< 海外事業 >

海外事業は、当社グループの連結売上高に占める構成が7.1%となっております。中国における越境E CおよびSNSマーケティングの運営等の強化、インドネシアにおけるインフルエンサー広告の拡大に注力してまいります。

・積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

・資金調達や資金繰りの安定化

2021年9月22日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社マキシムが資金の借入を行うことを決議するとともに、2021年9月24日付で金利選択特約付金銭消費貸借契約30,000千円と170,000千円を締結し、2021年9月30日に実行しております。

2021年12月22日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社マキシムが資金の借入を行うことを決議するとともに、2021年12月27日付で金銭消費貸借契約300,000千円を締結し、2021年12月27日に実行しております。

・経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア事業	ネイティブ動画広告・イベント開催・動画作成などの「広告サービス」及び「インフルエンサー事業」を行っております。
海外事業	メディア事業とeコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開を行っております。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

本社	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ10F
----	---------------------------------

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
メディア事業	49（31）名	13名増（－）
全社（共通）	21（10）	13名減（17名減）
合計	70（41）	－（17名減）

- （注） 1. 使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）は年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門および新規事業開発部に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	長期借入金	300,000
株式会社きらぼし銀行	長期借入金	40,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,722,000株
- (3) 株主数 41名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク株式会社	8,325,000株	28.98%
森川 亮	6,150,000	21.41
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	2,550,000	8.88
三枝 孝臣	2,150,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	1,340,000	4.67
LC Fund VII, L.P.	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社	572,000	1.99
株式会社アイスタイル	480,000	1.67
グリー株式会社	480,000	1.67
株式会社ネクシーズグループ	480,000	1.67
株式会社MAKコーポレーション	480,000	1.67

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株（20.72%）を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 上記大株主の状況に記載の取締役三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社IWA I が保有する株式数1,600,000株（5.57%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年2月23日	2016年6月22日
新 株 予 約 権 の 数		6個	45個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき 10,000株)	普通株式 45,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 5円)	新株予約権 1 個当たり 450,000円 (1 株当たり 450円)
権 利 行 使 期 間		2018年4月1日から 2024年12月31日まで	2019年7月1日から 2026年5月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 35,000株 保有者数 3名

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年6月22日	2018年3月27日
新 株 予 約 権 の 数		15個	15個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 450,000円 (1 株当たり 450円)	新株予約権 1 個当たり 700,000円 (1 株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2019年7月1日から 2026年5月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		第 1 0 回 新 株 予 約 権	第 1 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年3月27日	2018年3月27日
新 株 予 約 権 の 数		12個	18個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 12,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式 18,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 700,000円 (1 株当たり 700円)	新株予約権 1 個当たり 700,000円 (1 株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2020年4月1日から 2027年3月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。
- (2) また、以下の場合には権利を喪失するものとする。
- ①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	森 川 亮	ONE STEP株式会社 代表取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役 合同会社NEXT FUTURE 代表社員 株式会社マキシム 取締役 mysta株式会社 取締役 上海露倩網絡信息有限公司 総経理CEO・董事長・法定 代表人 上海露倩广告有限公司 総経理CEO・執行董事・法定代 表人
取 締 役	馬 宏 宏	特命戦略室 室長
取 締 役	丹 羽 歩	Lemon企画部 部長 株式会社マキシム 取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役
取 締 役	武 藤 崇 雄	Lemon営業部 部長
取 締 役	東 貴 志	経営企画本部 本部長 上海露倩網絡信息有限公司 監事 上海露倩广告有限公司 監事
取 締 役	林 純 司	株式会社マキシム 代表取締役 株式会社Next Mホールディングス 代表取締役
取 締 役	榛 葉 淳	福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役 S Bパワー株式会社 取締役 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長 兼 C O O S B ペイメントサービス株式会社 代表取締役兼C E O PayPay株式会社 取締役
取 締 役	朴 煥 成	Legend Capital Management Co., Ltd. Managing Director
取 締 役	金 井 高 志	フランテック法律事務所 代表弁護士

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	石 井 龍 夫	－
監 査 役	上 野 亨	株式会社うえる 代表取締役 株式会社Payment Technology 代表取締役 ベース株式会社 取締役
監 査 役	椎 名 茂	Digital Entertainment Asset Pte. Ltd. CEO

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第7回定時株主総会において、椎名茂氏が新たに監査役として選任され、就任いたしました。
2. 取締役榛葉淳氏、取締役朴煥成氏及び取締役金井高志氏は、社外取締役であります。
3. 監査役石井龍夫氏、監査役上野亨氏及び監査役椎名茂氏は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、社外取締役金井高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役三枝孝臣氏は、2022年3月31日をもって取締役を退任いたしました。
8. 監査役大下泰高氏は、2021年6月25日をもって監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役の榛葉淳氏、朴煥成氏及び金井高志氏並びに監査役の石井龍夫氏、上野亨氏及び椎名茂氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1)	68,795千円 (2,400)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	12,000 (12,000)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	12 (5)	82,745 (14,400)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでいます。また、在任している無報酬の取締役3名（うち社外取締役2名）が除かれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において、年間総額2億2千万円以内（うち社外取締役分は年間総額2千万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。また、取締役に対して、年間総額1億円以内（うち社外取締役分は年間総額1千万円以内）の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を無償で割り当てると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年間総額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。
6. 取締役会は、代表取締役森川亮に対し各取締役会の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役榛葉淳氏は、福岡ソフトバンクホークス株式会社、S B パワー株式会社およびPayPay株式会社の取締役、ソフトバンク株式会社の代表取締役副社長兼COO、S B ペイメントサービス株式会社の代表取締役兼CEOであります。ソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。当社とその他の各兼務先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役朴煥成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のManaging Directorであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役金井高志氏は、フランテック法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との

間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役上野亨氏は、株式会社うえる及び株式会社Payment Technologyの代表取締役、ベース株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役椎名茂氏は、Digital Entertainment Asset Pte. Ltd.のCEOであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 榛 葉 淳	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、ソフトバンク株式会社の代表取締役としての見地から、当社の経営戦略における監督機能を主導しております。
取締役 朴 煥 成	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営者・投資家の見地から、中国市場に関する情報提供や当社の中国事業に対する助言・提言を行っております。
取締役 金 井 高 志	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業法務の観点から適宜発言を行っております。 また、法律専門家としての見地から、会議体の運営や法律文書の作成等に関する助言・指導を行っております。
監査役 石 井 龍 夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回及び監査役会15回のうち14回に出席いたしました。常勤監査役として取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 上 野 亨	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。様々な企業での顧問就任やコンサルティングにおける豊富な経験に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 椎 名 茂	監査役就任後に開催された取締役会13回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。経営コンサルタント及びグローバル企業における経営者としての豊富な経験やM&Aや情報技術に関する幅広い知見に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査（株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査）の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を遂行する。
 - (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」に則り適正に処分する。
 - (5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
 - (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
 - (2) 当社は、パソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
 - (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。

(2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループの事業運営を実施するものとし、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

(2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社グループにおける業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。

(3) 子会社の管理は、経営企画本部が行うものとし、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものである。

(3) 当該使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。
 - (3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないことを規定し、その旨の周知徹底を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - (3) 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス担当部署がモニタリングし、改善を進めております。

2. コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

3. リスク管理体制

コンプライアンスマニュアルでリスク管理項目と担当部門を設定し、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

4. 内部監査

コンプライアンス担当部署が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	774,930	流 動 負 債	170,468
現 金 及 び 預 金	495,313	買 掛 金	49,500
売 掛 金	162,255	未 払 金	77,761
商 品	72,961	未 払 費 用	726
仕 掛 品	4,357	未 払 法 人 税 等	3,589
前 払 費 用	22,223	前 受 金	5,917
そ の 他	20,925	預 り 金	11,109
貸 倒 引 当 金	△3,105	資 産 除 去 債 務	15,000
固 定 資 産	973,218	そ の 他	6,864
有 形 固 定 資 産	464	固 定 負 債	340,841
建 物	0	長 期 借 入 金	340,000
工 具、器 具 及 び 備 品	464	そ の 他	841
無 形 固 定 資 産	39,451	負 債 合 計	511,310
ソ フ ト ウ エ ア	39,451	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	933,302	株 主 資 本	1,182,139
関 係 会 社 株 式	897,083	資 本 金	10,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	73,000	資 本 剰 余 金	1,959,748
そ の 他	43,286	資 本 準 備 金	1,959,748
貸 倒 引 当 金	△80,067	利 益 剰 余 金	△787,609
資 産 合 計	1,748,149	そ の 他 利 益 剰 余 金	△787,609
		繰 越 利 益 剰 余 金	△787,609
		新 株 予 約 権	54,700
		純 資 産 合 計	1,236,839
		負 債 純 資 産 合 計	1,748,149

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			1,269,423
売 上 原 価			521,957
売 上 総 利 益			747,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			987,379
営 業 損 失			△239,912
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	6		
為 替 差 益	439		
業 務 受 託 料	18,181		
そ の 他	1,364		19,992
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,499		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,000		
支 払 手 数 料	8,126		
そ の 他	28		11,655
経 常 損 失			△231,574
特 別 利 益			
関 係 会 社 清 算 益	6,322		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,750		10,072
特 別 損 失			
減 損 損 失	13,499		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	553,342		566,842
税 引 前 当 期 純 損 失			△788,344
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,419		
法 人 税 等 調 整 額	△3,653		△1,233
当 期 純 損 失			△787,110

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,397,700	5,396,200	5,396,200	△8,824,151	△8,824,151	1,969,748	58,450	2,028,198
会計方針の 変更による 累計の影響 額	—	—	—	△498	△498	△498	—	△498
会計方針の 変更を反映 した当期首 残 高	5,397,700	5,396,200	5,396,200	△8,824,650	△8,824,650	1,969,249	58,450	2,027,699
当期変動額								
資本金から 剰余金への 振 替	△5,387,700	5,387,700	5,387,700	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	△8,824,151	△8,824,151	8,824,151	8,824,151	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△787,110	△787,110	△787,110	—	△787,110
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△3,750	△3,750
当期変動額 合 計	△5,387,700	△3,436,451	△3,436,451	8,037,040	8,037,040	△787,110	△3,750	△790,860
当期末残高	10,000	1,959,748	1,959,748	△787,609	△787,609	1,182,139	54,700	1,236,839

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
 - ・商品 月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 - 建物 15年
 - 工具器具備品 3年～15年
 - ② 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ・ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① メディア事業
 - メディア事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。
 - 主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することです。
 - 広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。
 - なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後2か月以内です。
 - ② 海外事業
 - 海外事業については、主に中国における越境EC等です。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総

額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から2か月以内です。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当該収益認識会計基準では、企業が顧客との契約の一部として、企業から追加的な財又はサービスを割引価格で購入できるオプションを顧客に付与した場合は、オプションを付与した時点では別個の履行義務として識別し、取引対価の一部を契約負債として認識し、将来の財又はサービスが顧客に移転した時点、又は行使期限が終了した時点で収益を認識することが要請されています。

これにより、従来、売上時に付与したポイントについては、未利用分をポイント引当金として計上していましたが、ポイントを付与した時点でこれを履行義務として識別し、ポイントが行使され、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は498千円減少しております。

なお、その他の計算書類、1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

関係会社株式	897,083千円
関係会社株式評価損	553,342千円

5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	284千円
-------------------	-------

(2)関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	9,018千円
② 長期金銭債権	7,067千円
③ 短期金銭債務	32,671千円
④ 長期金銭債務	841千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	6,795千円
仕入高	3,640千円
販売費及び一般管理費	30,940千円
営業取引以外の取引高	18,181千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	28,722,000株
------	-------------

(2)当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式	964,000株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金、並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、その未回収分につき、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 関係会社長期貸付金	73,000		
貸倒引当金（※2）	△73,000		
	—	—	—
資 産 計	—	—	—
(1) 長 期 借 入 金	340,000	337,237	△2,762
負 債 計	340,000	337,237	△2,762

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は、短期で決済されるものであるため、時価は簿価と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は固定金利によるものであり、これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、市場金利及び貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	897,083

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、減損損失及び関係会社株式評価損等でありますが、回収可能性を考慮して全額評価性引当額を計上しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

①子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	PT CChannel M e d i a I n d o n e s i a	所有 直接 59.5%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,000	関 係 会 社 長期貸付金 (注 2)	73,000
子 会 社	上海露倩網絡信 息 有 限 公 司	所有 直接 100%	EC運営委託 役員の兼任	EC運営手数料	12,666	未 払 金	29,304

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) PT CChannel Media Indonesiaへの資金の貸付について、担保は受け入れておりません。
- (注 2) PT CChannel Media Indonesiaへの関係会社長期貸付金に対し、73,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注 3) 上海露倩網絡信息有限公司へのEC運営委託については双方の合意に基づく価格により決定しております。

②重要な子会社の役員及びその近親者

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 41円16銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 △27円40銭

12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2022年5月23日	
C Channel株式会社 取締役会 御中		P w C 京都監査法人 京都事務所	
		指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 永 幸 廣 ㊞
		指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 安 本 哲 宏 ㊞
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C Channel株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

C Channel株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石井 龍 夫 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 上 野 亨 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 椎 名 茂 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- (1) 業務の効率化等を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、定款に定める本店所在地を東京都目黒区から東京都港区に変更するものであります（第 3 条）。
- また、この変更は2023年に開催される当社の第 9 回定時株主総会までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じるものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります（附則第 1 条）。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条但書に規定する改正規定が2022年 9 月 1 日に施行されるため、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります（第16条第 1 項）。
- (3) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できる旨を定めるものであります（第16条第 2 項）。
- (4) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります（現行定款第16条）。
- (5) 上記（2）（3）（4）の新設・削除にかかる効力発生日等に関する附則を設けるものであります（附則第 2 条）。
- (6) 取締役会の構成員数に対する社外取締役の比率を 3 分の 1 以上に保ち、今後の取締役会をより活発な議論の場とするため、取締役の員数の上限を現状の11名から15名に変更するものであります（第19条）。
- (7) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります（第32条第 3 項及び第 4 項、33条第 2 項但書）。

2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更後定款
第 3 条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都目黒区に置く。	第 3 条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都港区に置く。

現行定款	変更後定款
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 ＜新設＞ 第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、11名以内とする。 第32条（監査役の選任） 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ＜新設＞ ＜新設＞	＜削除＞ 第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置） 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、15名以内とする。 第32条（監査役の選任） 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更後定款
第33条（監査役の任期） 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第33条（監査役の任期） 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、 <u>当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> <u>(附則)</u> 第1条 2022年6月24日開催の当社定時株主総会の決議による第3条の変更は、2023年に開催される当社の第9回定時株主総会の開催日までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じる。なお、本附則は当該定時株主総会の開催日又は当該本店移転日のいずれか早い日の経過後これを削除する。 第2条 変更前定款第16条の規定の削除及び変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律令和元年法律第70号附則第1条但書に定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは施行日から6か月を経過した日又は施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。 3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。
<新設>	
<新設>	
<新設>	

第2号議案 取締役5名選任の件

当社経営体制の一層の強化を図るため、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、取締役5名の選任をお願いするものであります。新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	え ん ど う た だ し 遠 藤 禎 士 (1982年3月6日生)	2004年4月 ファストネット株式会社 入社 2012年2月 ヤフー株式会社 入社 2018年1月 PayPay銀行 出向 2020年1月 フォースバレー・コンシェルジュ株式会社 入社 2022年1月 当社 入社 2022年4月 当社 執行役員CTO 開発デザイン部 部長 ＜取締役候補者とした理由＞ 遠藤禎士氏を取締役候補者とした理由は、同氏のエンジニアとしての豊富な経験を活かし、迅速な業務執行の実現、事業拡大に伴う経営体制の強化を図るためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ なし	一株
2	ひ ら ん ま み き あ き 平 沼 幹 章 (1985年9月22日生)	2008年10月 株式会社シーエー・モバイル 入社 2018年3月 当社入社 2020年7月 SMN株式会社 入社 2021年6月 当社入社 2021年8月 当社 執行役員 ＜取締役候補者とした理由＞ 平沼幹章氏を取締役候補者とした理由は、同氏のママタス事業の責任者としての経験を当社の経営における適正な意思決定に生かすことが期待できるためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ なし	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	み か み ま さ き 三 神 正 樹 (1959年2月14日生)	1982年4月 株式会社博報堂 入社 2010年4月 同社 執行役員 2011年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 執行役員 2012年6月 デジタル・アドバータイジング・コンソーシアム株式会社 取締役 2021年12月 アイレップ株式会社 取締役 2021年7月 デジタル・アドバータイジング・コンソーシアム株式会社 常勤監査役（現任） 2021年11月 データビズラボ株式会社 取締役（現任） <選任理由及び期待される役割の概要> 三神正樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のデジタルマーケティン グに関する豊富な経験・知見を活かし、当社のマーケティング戦略の策定及 び実行を加速させるためであります。 <重要な兼職の状況> なし	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
4	お だ げ ん き 小 田 玄 紀 (1980年9月6日生)	2002年 8 月 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション 代表取締役 (現任) 2004年 4 月 フードディスカバリー株式会社 取締役 2007年 4 月 STC株式会社 取締役 2011年 1 月 一般社団法人アショカジャパン アショカ・アライアンス・ パートナー 2012年 6 月 株式会社リミックスポイント 取締役 2013年10月 文部科学省 民間パートナー 2016年 3 月 株式会社ビットポイント (現 株式会社ビットポイントジャ パン) 代表取締役 (現任) 2016年 8 月 株式会社ジャービス 取締役 2016年12月 株式会社リミックスポイント 代表取締役 (現任) <選任理由及び期待される役割の概要> 小田玄紀氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の事業再生に関する豊富 な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見が、当社の事業 拡大に寄与すると判断したためであります。 <重要な兼職の状況> 株式会社リミックスポイント 代表取締役社長CEO	一株
5	つ の だ こ う い ち 角 田 耕 一 (1985年11月29日生)	2011年 2 月 クレディ・スイス証券株式会社 入社 2014年 1 月 株式会社マナボ (現 SATT AI ラボ株式会社) 入社 2017年 8 月 株式会社ヤプリ 執行役員CFO 2018年 4 月 株式会社ヤプリ 取締役CFO (現任) <選任理由及び期待される役割の概要> 角田耕一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の金融業界及び企業財務 における経験・知見を、当社の企業価値の向上に活かせると判断したため あります。 <重要な兼職の状況> 株式会社ヤプリ 取締役CFO	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 三神正樹氏、小田玄紀氏及び角田耕一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、三神正樹氏、小田玄紀氏及び角田耕一氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締

結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。各候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき補欠の社外監査役1名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

候補者が監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
つちや ひろまさ 土 屋 裕 雅 (1966年9月16日生)	1990年4月 野村證券株式会社入社 1996年7月 株式会社いせや入社 1998年1月 株式会社カインズ入社 2000年5月 同社 常務取締役営業本部長 就任 2002年5月 同社 代表取締役社長 就任 2019年5月 同社 代表取締役会長 就任(現任) <補欠の社外監査役候補者とした理由> 土屋裕雅氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、同氏が企業経営者としての多年にわたる豊富な経験に基づき、独立した立場で取締役の職務執行の監査を適正に行えと期待されるためであります。 <重要な兼職の状況> 株式会社カインズ 代表取締役会長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者が選任され、社外監査役に就任した場合、当社は、候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額とすることを予定しております。
3. 当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。候補者は、選任され、社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、保険料は当社が全額負担しております。

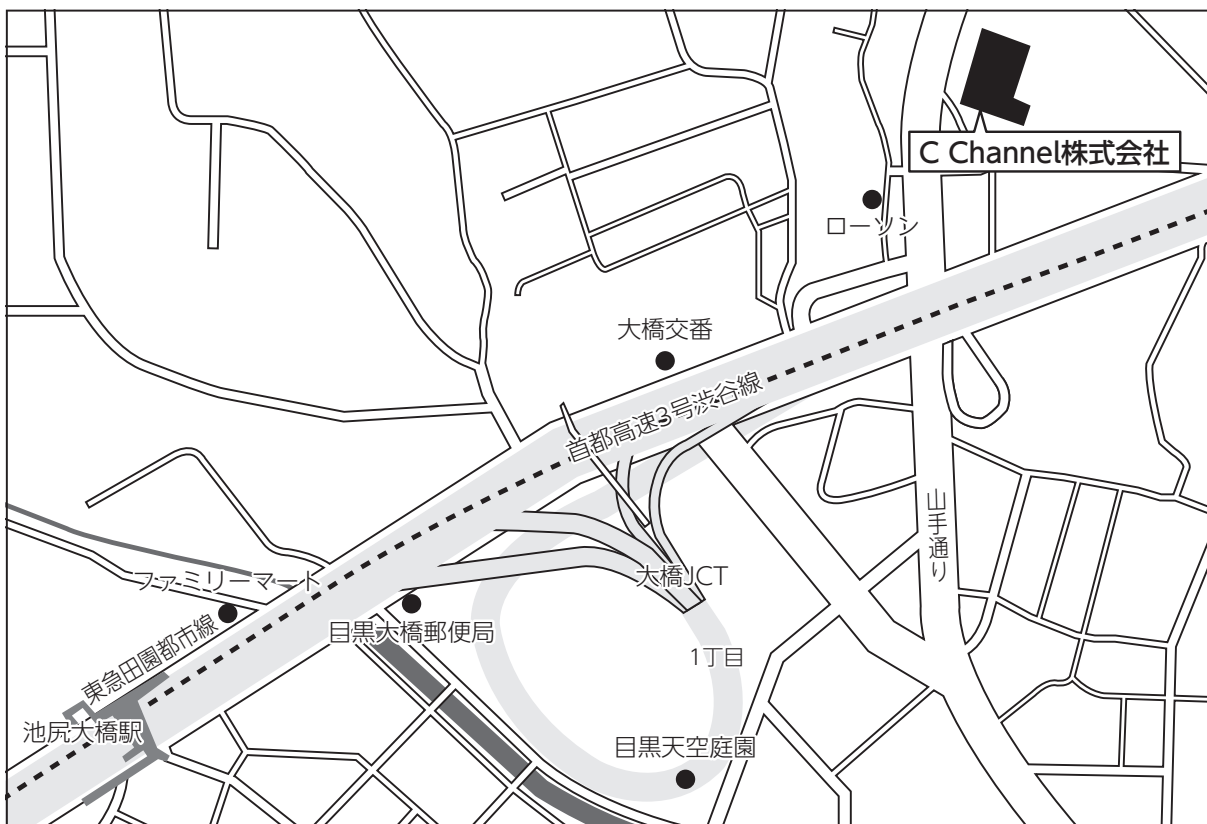
以上

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ10階
TEL 03-6453-6893



交通 田園都市線 池尻大橋駅 北口より 徒歩約12分
井の頭線 神泉駅 南口より 徒歩約9分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。